

ナショナリティとは何か（鈴木是生）

ナショナリティとしての〈境界〉と「戦後秩序」

第三章 ナショナリティの〈境界〉と「戦後秩序」

（1）「帝国」から「国民国家」へ

ナショナリティとは何か（鈴木是生）

はじめに、前回は、開拓団の民族主義について述べた。本稿では、開拓団の民族主義を、その構成要素として、主として、（1）「国民国家」の再編とナショナリティの再構築、（2）「戦後秩序」の変動とナショナリティの再構築、（3）ナショナリティとグローバリズムについて述べる。

第一章 ナショナリティと〈境界〉の位相

（1）ナショナリティと国境・主権・国民

（1）ナショナリティとアイデンティティ

（1）ナショナリティとグローバリズム

は、「二〇世紀」の意味を総論的に再考するものであった。のちに触れる「二〇世紀」論はすでに流行を終えていたが、社会主義体制の崩壊や民族問題など、そこで提示され、あるいはその克服によって新たに惹き起⁽²⁾こされたてきた課題は、未決のまま「世界秩序」論に連動してきた。⁽³⁾

これら二つの問いは、同時に「ナショナルなるもの（the National）」への関心を再び喚起してきた。前者の問いは、世界市場の画一化と民主化を軸に推進されたグローバル・ガヴァナンスが、「国民国家」との「折り合い」をいかに帰着させるかを提起してきた。ところが後者の問いに関連して、内戦や民族紛争が頻発し、いまだ「新しい無秩序」⁽³⁾の渦中に投げだされたままの人びともいる。それらは、冷戦後の「新しい秩序」構築の過程と重なり合ってきた点で、前者の問い合わせと無関係ではない。

本稿は、「冷戦後」という時代から、二〇世紀に遡って「ナショナリティ」論を再構成するための予備的考察であり、その目的は問題の所在を明示することにある。冗長ではあるが、まず主題を明確化するため序章でナショナリティの〈境界〉を論じる意義に触れ⁽⁴⁾、つぎにナショナリティをめぐる〈境界〉のインパクトを再検討し、最後に関心を国際政治に引き寄せつつナショナリティと「戦後秩序」について問題を提起しておきたい。⁽⁴⁾序章のナショナリティと〈境界〉の問題を扱う。国境に包摂される主権的領域は、政治生活の「所与」として意識されるかもしれない。しかし、その「所与」が崩れると、政治生活はそれゆえに大きく変容を迫られる。とくに、主権的領域からの排除を余儀なくされる人びとにとて、国境の変更は決定的な意味合いを帯びる。移住や追放、あるいは難民化や広義のディアスボラ化を強いられることもある。ときに周辺国や国際社会を引き込む紊乱さえ惹き起⁽¹⁾こすが、それらは、物理的強制力に担保された主権性を当値とする〈境界〉の排他性を典型的に表現している。

ただ、こうした事態は国境の変更に限られるわけではない。政治生活の領域を広汎に見渡すとき、その高低はともあれ、さまざまな〈境界〉の壁が見いだされる。これまで、「国民（nation）」の〈包摂（the included; the inclusive）〉と〈排除（the excluded; the exclusive）〉、あるいは「民族（nationalities/nations/ethnic groups）」間の〈境界〉が、ナショナリズム論やエスニシティ論の焦点の一つでありつづけてきた。今日もまた、グローバリゼーションと主権国家のゆくえ、民族・地域紛争や移民・

難民の受け容れ、多民族国家の統合について議論されている。国境が物理的強制力によって固い込まれている限り、民族間関係のあり方への模索、包摶と排除をめぐる論争はつづくであろう。

（一）「冷戦後」とナショナリティの「境界」

冷戦後、ウエストファリア体制と「国民国家」の「見直し」が論点化されてきた。その焦点の一つは、「グローバリズムに則った、ナショナリティと主権のゆくえを展望するものであつた。それらは、金融市場の隆盛と国際的労働力移動の増大によるなう国境の非浸透性の低下と、ソ連・東欧圏の崩壊に次ぐグローバル・レベルでの民主化、それらと相俟つて昂進する米国の「一極支配」化という権力配置の変動に鑑みて論じられてきた。これらの運動する冷戦後は、再び「国民国家」のあり方を問うことになった。

第一に、国境を越える多様な動きをいかに捉え、国際政治の「ファクター」として位置づけるのか、また国境に保守されてきた「国民国家」の主権性はいかに変容しつつあるのか。例えば、EUにみられる国際統合や欧州市民意識の醸成は、「国民国家」を構造的に変容させてきたのか、しつつあるのか。確かに

に、市場の地理的拡大と取引の量的増大は、少なくとも国境の敷居を漸減させたとの論調に説得力を与え、ひいては主権国家の担い手であるナショナリティにさえ変容を迫るものとみなされるかもしれない。しかし他方で、冷戦期から現在に至る、国境を軽視した軍事介入（「国際的内戦」）と主権性の関係はどのように説明されるのだろうか。

第二にこれと関連し、国境線をめぐって「新しい」論点も提起されてきた。それは、国境の画定に対する「正義」をめぐる問い合わせである。そもそも国境にはいかなる正統性があるのか。例えは、旧ソ連の領域を引き継いだ新興独立国家において、民族追放を経験しつつ画定されてきた境界はいかなる意味

で正統と言えるのか。また、旧ユーゴスラヴィアで生起した民族間の軋轢・対立・紛争の帰結として承認された新たな国境は、「正義」と言えるのか。これらの事例（ディアスポラ化したメスフ人、セルビア共和国のコソボ問題など）にみられるように、主権的領域の再画定や紛争の抑制は必ずしも安定的な秩序を促してきたわけではない。ついで、それでも、ついでにいすれにおいても、冷戦後の秩序に向き合うとき、あらためてナショナリティの「境界」に引き戻されるであろう。つまり、ナショナリティは、グローバリズムの文脈において言えば

「越えられつつあるのか」、また内戦や新たな国境の問題に即して言えば、「過去の境界と「いかに向き合つのか」、そして境界は「越えられるべきなのか」が問われる。そこで、冷戦後に発せられてきた上記の問いを咀嚼しつつ、「国民国家」について再度検討することが求められる。

(一) 「国民国家」の再編とナショナリティ
 冷戦後に特徴的なナショナリティを越えようとする運動とナショナリティの殻に閉じこもる運動は、とともに空間的に、したがって人びとの生活感覚として「ヨコ」の秩序変化として捉えられてきた。もちろん、国際的移動や「ミュニケーション」の拡大・深化はナショナリズム論やエスニシティ論のなかでも論じられ、越境する人びとやモノの量的増大とともに「国民国家」の「ゆらぎ」への問いかけは新奇とは言えない。しかし、「国民国家」それ自体を捉え返そうとすれば、空間的な境界(「越える」か「越えられない」か)と同時に、時間的な、つまり「タテ」への視点も不可欠である。

第一に、「国民」と「国民国家」からなる秩序に対し、その「原基」となる「エトニー(ethnic)」やエスニシティ、あるいはその秩序から疎外されたマイノリティの存在がもつ今日的意味

とは何かであり、それらへの歴史的視点を欠くことはできない。なぜなら、人間の移動や空間的な境界の設定は現在進行形であるにとどまらず歴史的であり、エスニシティやマイノリティもまた、「国民国家」を前提とする歴史的に策定された〈境界〉を保持しているからである。

第二に、越境する人びとの「ヨコ」の生活感覚は、歴史に遡つて再構築される。例えば、難民や移民の社会生活におけるさまざまな差別(居住、雇用、社会保険、参政権など)がエスニシティや異質なコミュニティを組成する基底要因であるとすれば、差別される側は、差別の過程やアイデンティティの歴史的背景へ眼差しを向けるであろう。その意味で、「アイデンティティ・ポリティクス」⁽⁸⁾それ自体が、国際政治の「タテ」感覚を呼び覚ます背景をかたちづくっているのであり、過去の「内実」は現在的な意味を付与されながら再構成されるだろう。

第三に、今日のグローバリズムは、隠喩化して言えば、国境を跨ぐ内部と外部の連繋強化によって「国民国家」の強制力を示してきた。極端な例として、国際的テロリズムは、国境を「自在に」越えていく点でグローバリズムの反映である。あるいは、近年のフランスにおけるムスリムの暴動が示したように、社会内の軋轢や対立が表面化すると、コミュニティの再生と再

定義への衝動が加速し、文化や伝統の見直しや独自性をエスニシティのなかに見いだす試みが展開される。しかし、両者ともにそれ自体が国境を描るがるものではありえない。むしろ、いわゆるテロ・ネットワークや越境するコミュニケーションの紐帶それ自体が「国民国家」を前提にしており、逆にナショナリティを糾合する要因を育む点で、「国民国家」の再編を支える役割を果たしてきているのである。

(三) 「戦後秩序」の変動とナショナリティ

こうした問題を掘り起こすにあたって、「民族の世紀」とも言われる「二〇世紀」に遡つて今日のナショナリティ論に不可欠な視点を探つてみよう。なかでも、ナショナリティを歴史的に考える際、いわば古くて新しい視点として、オリエンタリズムがある。歐州文明に端を発してナショナリティの観念が「モジユール」されてきたことは、B・アンダーソンの論考から確認されるが¹⁰⁾、それがもたらしてきた「国民国家」の〈境界〉がいかなる正統性をもつたのかは自明ではない。「国民国家」は国際政治の基本単位として認知され、ウエストフalia体制は世界秩序を担保するものと觀念されてきたが、その秩序を正当化してきたのは西欧の植民地主義であり、明示的にも暗示的

にもオリエンタリズムを基底にしていた。

このオリエンタリズムが軋みだすのが、二つの世界大戦の経験であり、「民族自決」による帝国の凋落であった。この軋みは、大戦を経た「戦後秩序」構築の過程でより明らかに展開されていった。そして国境を再編する「戦後秩序」において、それがなお息づいていることは多くの論考が明らかにしている。例えば、E・サイードにとって、パレスチナの難民問題は〈境界〉の「不正義」であり、K・サーへニーにとって、ロシア人のアジア人蔑視こそ(朝鮮人やクリミア・タタール人など)は、ナショナリティやエスニシティの尊厳を蔑ろにする「不正義」である。¹¹⁾

それに抗う運動を育んできたのもオリエンタリズムであつた。しかし、民族自決の思想と運動は、植民地主義に対抗するがゆえにナショナリティを絶対化せざるを得ない陥穰にはまり込んだのかもしれない。反植民地主義のなかで企図された「国民建設(nation-building)」はナショナリティによる支配への対抗としてナショナリティの「再興」を促し、〈境界〉を再生産してきたからである。民族意識について、「民衆全体がその胸にふかく秘めた願望の整然たる結晶でもなく、民衆動員の生み出す最も具体的な直接的成果でもなく、所詮は單なる内容空疎な、

脆弱な、大ざっぱな「形態」とみなし、「人が容易に民族（ナショナル）から種族（エトニー）へ、国家から部族へと移行する」ことをF・ファンは看破していた。⁽¹⁾その「わな」を端的に示したのが、「国民建設」の失敗に次ぐ内戦であり、ナショナリティの枠外に放りだされた難民の存在であった。

こうした境界の画定をめぐる運動が最も激しく闘われたのは「戦後秩序」の構築においてであった。またその過程でナショナリティの意味が再確認されてもきた。その意味で、民族自決論を再構成しつつ、その「意義と限界」をめぐる評価を確定することは、「なお今日的課題の一つである。

第一章 ナショナリティと〈境界〉の位相

これまで、ナショナリティやネイションの定義に関する困難さは多々指摘されてきたが、国際政治においてこれらがどのように位置づけられ、その動因となってきたかに関する理論研究は少ないようと思われる。ここで、国際政治の主体である「国民国家」について、「国境の画定が先か、それともナショナリティの形成が先か」という問い合わせを設定してみよう。

「国境が先」という答えは一面では正しく一面では不適切である。ナショナリティが形成されているにもかかわらず国家を

もたない場合もあるし、ナショナリティを備えているがゆえに新たに「国民国家」として主権をもつこともある。「ナショナリティが先」という解答についても同様である。国境に内包されつつ排除された人びとがナショナリティを育む場合もあれば、同化してナショナリティを新たに獲得する場合もある。このように、ナショナリティと国家の関係は絶対普遍の固定化されたものではない。ここでは、ナショナリティとさまざまな〈境界〉がもつ意味合いについて概観していきたい。

（一）ナショナリティと国境・主権・国民

国際政治において〈境界〉とは国境であり、その領域は主権と不干渉原則の相互承認を前提している。国際秩序が成立しているとすれば、それは世界レベルで主権国家間の境界が相互に是認されているからである。逆に、その前提が崩れていれば、少なくとも安定した国際秩序は成立しがたい。いずれにしても、主権性が秩序の構成単位であり、国境のもつ意味は、個人、國家、国際社会のあらゆるレベルで最重要の〈境界〉の一つでありつづけている。

概略的に言えば、（ネオ）リアリズムにおいても（ネオ）リベラリズムにおいても、国際政治とは主権国家間の政治であり、

国家は「所与」である。とくに、国家のパワーに秩序の源泉をみるリアリズムは主権性を拠り所としてきたし、ここにしかもり所はない。例えば、ネオ・リアリストのK・ウォルツにおいて国際政治はシステムとして構造化されており、その構成単位(the unit)は主権国家に同定される。⁽²⁾あるいは、主権を「国家」が実際に享受しうる自律性の総量、もしくは実際に裁量しうる能力の総量⁽³⁾（“operational sovereignty”）として主権を「相対化」するかにみえる不オ・リベラリストのR・コヘインにとつても国家は第一義的である。⁽⁴⁾

ただ同時に、主権国家とは「国民国家」であり、それはナショナリティとして「想像され」てきた。⁽⁵⁾主権国家を「国民(nationality)」「= (hyphen)」「国家」として把握するとき、「国家からなる世界は異相を呈してくるかもしれない。逆に言えば、ウォルツやコヘインらにおいて「国民」と国家を繋ぐ「= (hyphen)」の意味はあらかじめ考察の対象から外されている。それは、分析レベルを限定し、國益を突き合わせる場として国際政治が語られているためである。

しかし、字句通りに解することはできないが、「国民国家」は「ゆらぎ」を経験してきた。この「ゆらぎ」において重要なのは、「境界」とは本質的に相対的であるという点にある。そもそも

も領域は、程度の濃淡はあるものの外部の影響を被つていて、広義の干渉はもとより、他の「境界」が国境に影響を及ぼし、ときにその変更を迫つてきた。その意味で国境とはプロセスであり、事実九〇年代以降も「国民国家」は増えってきた。また、チエッセンなど分離独立運動は沈潜化にさえ至つておらず、さらに「民族性」を保守する国粹主義的排外主義が終息する見込みもない。

その意味で、「われわれが画定している境界を何が正当化し、境界が供する目的は何か、境界が画定されるべき位置はどうか、どこまで浸透可能であるべきか否か」についての考察は、領域的境界と法的境界と同様に、その倫理性(ethics)を問うものでなければならない。その問いは「境界」の政治性を捉える不可欠な視角である。なぜなら、国家の主権と「国民／民族であること」(nationality; nationhood)」を結びつける権力性を喪失にはできないからである。そして国際政治においてこそ、両者が相互に絡み合う過程を見出すことができるであろう。同時に、こうした問い合わせ、既存の「境界」やその変更を正当化することになりうることにも留意しておく必要がある。

(1) ナショナリティとアイデンティティ

ひきに、諸個人が背負う文化やアイデンティティを考えてみたい。文化やアイデンティティの核となる言語の習得は後天的であり、それは出生や血縁の偶然性によって規定される。諸個人からなる世界があるとすれば、その偶然性はあらゆる〈境界〉を乗り越えることができるかもしれない。しかし、そこで「身近な」例として、「国籍（nationality）」を有しているか否か、習得された言語に「国民性（nationality）」が備わっているかを含み込んで〈境界〉を想定してみると、文化やアイデンティティが後天的であるがゆえに「国民国家」の重みがむしろ増していくというのが現実である。

あらためて、「国籍」とは何か、そして「無国籍」とは何か。国籍をもつ者にとってナショナリズムは「身近」でありうる。しかしながら、「無国籍」の者にとっても「身近」でありうる。しかしながら、「無国籍」の者にとっても「身近」でありうる。しかし、二つの「あるいは」の内実は同様ではありえない。ここではイデオロギー的にナショナリズムと反ナショナリズムを対置させているわけではない。重要なことは、決定されたアイデンティティが実際の社会生活を営む上で大きな意味をもつづけることである。

文化やアイデンティティに「国民性」が備わっていない場合

は、それが無いという理由で「国民国家」の圧力はより強力なものとなる。例えば、無国籍者やマイノリティは国境を跨ぐことさえままならないし、政治的権利の制限を余儀なくされるであろう。いずれにしても、偶然性は特定の〈境界〉に閉じ込められ、「想像された共同体」においてさえ必然性を醸しだすことをである。

ただ、この点では、国境を越えるアイデンティティや文化のハイブリッド化が〈境界〉を新たにつくりだし、変化を生みだしていることも注目しておかなければならない。あらためて、アイデンティティや文化の獲得が後天的である限り、それらは本質的に相対的である。したがって、環境の変化は人間のアイデンティティの対象を変え、重層化／多元化（あるいは逆に「元化」）することになる。もちろんこれも、「国民国家」やナショナリティを越えるものとはなりえず、新たなナショナリティを「想像する」過程と捉えられるかもしれない。

(3) ナショナリティとグローバリズム

つぎに、あらゆる〈境界〉に「開かれ」、「国境なき世界化」としてイメージされる「グローバリゼーション」を考えてみた。しかし、グローバリゼーションとは資本制の拡大過程であ

り、「国民国家」やナショナリティ（国籍など）それ 자체をただちに相対化するわけではない。なぜなら、「国民国家」やナショナリティはグローバリゼーションとともに成立してきたからである。むしろ、グローバリゼーションに晒されるがゆえに国境に閉じ込もりつつ「国民国家」の権力を増大させる、あるいは「開かれている」のために新たに「閉じられる」領域もある。⁽⁸⁾ つとに指摘があるように、例えば利潤を生まない領域はあらかじめ排除されざるをえないからであり、その場合、越境する大企業の資本の流れがその一つの標になる。⁽⁹⁾ その意味で、グローバリゼーションの矛盾は、文字通りにグローバルでありえない点にある。⁽¹⁰⁾ また、グローバリゼーションの「強制力」が機能するなかで提起されてきた「社会（構造）的排除」——労働市場のインフォーマル化、「アンダー・クラス」の拡大、「新しい貧困」の増大、エスニシティや宗教・人種による差別の継承といった趨勢は、新しい〈境界〉を国内において生みだしつづけている。⁽¹¹⁾ それは、経済的な配分に関する貧困や剥奪にとどまらない、社会的政治的次元と相互に関連しているがゆえに〈境界〉を色濃く滲ませつつある。⁽¹²⁾

さらに、「これから「国民国家」を“正常化”しなければなら

ない「被統國家」の再構築が国際政治のアジェンダの一つとなっている（ソマリア、ルワンダ、スレダン、アフガニスタン、東ティモールなど）。これらをグローバリゼーションに対しても、「国民国家」の理念を追求する「逆行した」動きとしてみるとは短絡的である。むしろ、それらが文化やアイデンティティの一元化を願望するがゆえの運動かどうかは一概に断定できないが、ボーダレス化への圧力がボーダフル化の運動を惹き起こしていると言えないであろうか。

このように、いかに〈境界〉が可変的かつ重層的であるとしても、また「国民国家」が「相対化」され「ゆらぎ」を経験しよつとも、主権国家としての「国民国家」がそのアイデンティティを放擲する世界を想像することは困難である。その根底にあるのがやはりナショナリティをめぐるさまざまな〈境界〉ではないだろうか。ただ、ここでナショナリティとは「國家（nation）」と同じではない。抽象的であるが、国境があるがために新たな〈境界〉が国境に対して伸縮する過程をどのように捉えるか、あるいは捉え返すかが課題であろう。⁽¹³⁾

第二章 ナショナリティの〈包摶〉と〈排除〉
西欧（the West）起源の「国民」とナショナリズムは、その

“始点”においてすでに「包摂性(inclusiveness)」と「寛容(tolerance)」、「デモクラシーへの土台(democracy-building)」を理念的に含意するものであった。しかしそれらは、それゆえに「**排他性(exclusiveness)**」と「**不寛容(intolerance)**」、そして「**反デモクラシー(anti-democracy)**」を“起源”において内在化せざるをえなかつた。**ナショナリズム**とは、〈境界〉を前提せずに展開しえないからであり、**ナショナリズム**の“ヤヌス”的願は、⁽²⁾ひとに古典的ナショナリズム論の主題でありつづけてきた。

ナショナリティに関する理論と言説が「民族の世紀」と言われる二〇世紀を跨いで今日なお顕在しつづけている所以でもある。ナショナリティを「擁護する」にしても「批判する」にしても、それらの理論的營みの多くは、〈境界〉をめぐつて議論を重ねてきたが、ナショナリティは、リベラリズムとデモクラシーとの親和性を保持するがゆえに〈包摂的〉である一方で、⁽³⁾〈排他的〉なのである。

(一) ナショナリティと“ヤヌス”的願は、もはやその本質的な内外を跨いで存在する〈境界〉も本質的に包摂的であるがゆえに排他的である。例えば市民権が示すように、法的に境界は設定される。あるいはディアスボラが実践してきたよう

に、その法的機能をナショナリティの論理それ自体によつて乗り越えようとする運動にみられる。しかし、そのディアスボラを受容するか否かは國家の裁量に任されており、その意味でディアスボラはあくまでも従属的である。それは、多くのディアスボラを受け入れてきた「移民国家」においてさえ同様である。「**デニズン(二級市民)**」は、ホスト国の寛容性を示すこともあるが、字義通りに「寛容」(耐えること)でしかないことの表現でもある。それは、ナショナリティが法的・制度的なメンバーシップという〈境界〉を設定しているためである。**ナショナリティ**の包摂と排除に関する理論は、多岐にわたるが、いくつかのアプローチを整理し、その上でナショナリティの〈境界〉を「世界秩序」の文脈で再評価する意味を提示していきたい。

第一に、歴史的に「国民国家」の形成過程をナショナリティの視点から論じる論考がある。その是非はともかく、そこでは近代化論の正当性が据えられるかもしれない。たしかに、「**国民国家**」の形成と発展こそは統治形態の発展型とされ、「伝統」の破壊・再構築と中央集権化(同質化)が追求されてきた。しかし、第二次大戦後とくに七〇年代以降、近代化と「国民国家」の發展を結びつける議論に疑義が突きつけられてきた。

とくに「モジュール」の原基である西欧諸国をはじめ、それらは、多文化主義や文化相対主義に代表される、「一元性を求める「国民国家」への批判的視点を提示するものであつた。六〇年代以降の「国内植民地」論を嚆矢に、「相違への権利」、「異質との共存」はその典型的な表現であつた。⁽⁵⁾

第三に、それらの「国民国家」への批判は、アイデンティティの〈境界〉を焦点化するにいたる。とくに冷戦後のグローバル化と踏まえ、メンバーシップとしてのナショナリティのあり方が論じられてきた。ただ、冷戦後のメンバーシップに関する議論は大きく枝分かれしてきた。例えば、西欧諸国では、メンバーシップによる〈境界〉をいかに越えるかを主題に据える議論があった。しかし他方では、旧社会主義諸国や紛争地域では、〈境界〉の再設定が課題とされ、デモクラシーの制度化と深く関づけられてきた。⁽⁶⁾

第三に、アイデンティティの〈境界〉は可変的あるいは可塑的である。エスニック・グループのアイデンティティの〈境界〉は一定ではない。例えば、ユダヤ教徒からなる「移民国家」イスラエルはその「ゆらぎ」のなかにあると思われる。イスラエル・アラブ人とパレスチナ人はともに事実上の「二級市民」として、〈境界〉を隔てているが、別の〈境界〉を「共有」して

いるとも言える。また、旧ソ連・東欧系のユダヤ人とモロッコやチュニジアからの「黒いユダヤ人」との間にも、〈境界〉が成り立っている。⁽⁷⁾ これらは、歴史的存在にはかならない。そして、これらの理念や運動が、国際秩序にいかなる影響をもたらしてきたのか、もたらしつつあるのか。あるいはこれらの〈境界〉はいかなる秩序構想の下に構築されてきたのか。本論へ向けた第二の課題はこの点にある。

(二) 「国民 (nation)」=「国家 (state)」

とくに八〇年代以降、「国民国家」における多民族共存のあり方が議論され模索されてきた。理論的にはその擬制性をめぐって、「国民」の概念が再検討され、エスニシティやマイノリティが「復権」を遂げてきた。また米・豪など移民国家の多文化主義や西欧の文化的・地域的多元主義、あるいは社会主義連邦解体とともに、民族紛争をめぐる民族間関係が論議されてきた。その点で、制度的にも認識のレベルでも、「国民国家」は変容してきた。しかし同時に、概念においてさて、「国民国家」を論じることと自体の困難性も明らかになってきた。⁽⁸⁾

まず、西欧に起源をもつ「国民国家」だが、イギリス、フランス、ドイツなど、それぞれにおいて「国民とは何か」について、概念レベルでさえ合意をみるのは難しい。つとに指摘があるように、ネイションとナチオン、ピープルとフォルク、あるいはナーツィアやナロードはそれぞれ合致せず、また移民国

のネイションとの間にもニュアンスが認められる。さらに、

「国民国家」成立における「時差」は、概念の歴史的変容と並んで、「国民国家」のしくみにも差異をもたらしてきた。例えば、「四つのネイション」からなる連合王国イギリスと「单一不可分」の中央集権国家フランス、あるいは血統主義の伝統が強いドイツを「国民国家」として同列に論じることは困難となる。

さらに、現在の共存・共生をめざす制度的様態についても各國に差異が認められる。例えば、イギリスとフランスでは、異質性を承認する点で同じ多文化主義と解されつつも、前者では非同化主義的な多元性を保持するのに対し、後者では統合をめざす同化主義の色合いが濃いことが指摘されている。

歴史的には、「国民国家」がリベラリズムと不可分の関係にある点であり、ここでリベラリズムは、H・コーンの「西欧型ナショナリズム」とほぼ同義である。「民族國家」は「東欧型ナ

ショナリズム」として位置づけられる。⁽¹⁰⁾この議論を範型とすれば、今日のリベラル・ナショナリズム論も、リベラリズムとしての「国民国家」がより〈包摂的〉であるのに対し、「民族國家」がより〈排他的〉であるとする二分法の文脈で展開されているとみなすことができる。⁽¹¹⁾

リベラル・ナショナリズム論が展開するように、この〈境界〉がハードであるかソフトであるかは重要である。⁽¹²⁾「国民國家」と「民族國家」を区分することは必要であり、具体的にはシティズンシップの要件の「尊容さ」に反映される。それは、無国籍者やディアスポラはもとより、難民や亡命者にとつて緊要な意味をもつづけているからである。

ここで問題は、第一にリベラリズムが生來的に包摂的であるかどうかであり、第二にリベラリズムの包摂性はどこに〈境界〉を設けてきたのかにある。前者について、「国民国家」の生成において——したがってナショナリティの生成は排他的であるとする議論がある。⁽¹³⁾その是非はともかく、包摂性が排他性を不可避免的に〈境界〉づけることにある。

したがって重要なのは、「国民国家」の〈境界〉それ自体が包摂的か排他的かではなく、包摂される〈境界〉がいかに設定されてきたのかにある。本稿はリベラリズムを包摂的であると前

ナショナリティとは何か（鈴木）

提しているが、リベラリズムの包摂性がナショナリティの排他性を胚胎させ、したがつてナショナリティの〈境界〉による「不自由」という逆説が「国民国家」において成立することになった。

(II) 二つをつなぐ「=」のパラドクス

これまで述べてきたように、「民族やナショナリティとは相対的なものであり変化しうるが、国家の領域や主権性もまた、同様である。その意味で、「国民国家」は、アンダーソンの周知の表現に倣えば「想像された共同体」にすぎない。エスニシティもナショナリティも「想像される」という意味で同じであると言える。

しかし、ナショナリティは、その「起源」において〈包摂〉と〈排除〉の論理を内在化させてきたのであり、それは「国民国家」の統合を図る上で不可避であった。重要なことは、両者がともに絶対性と普遍性を主張しつつも、ともに重なることができないことにある。ここに、ナショナリティをめぐる矛盾がある。この点で、領域的排他性を創出する過程で鍛洗されてきた「国民」「=」「國家」の理念は、対内的な境界の「自己暗示的な強制性の機能を有していた。その意味で、ナショナリティは第一次に実現不可能なイデオロギーである。しかし、これをいわば埋め合わせる方途が、「国民統合」のための制度の絶えざる改革と「国民国家」の変態であった（中央集権国家、連邦国家、連合国家など）。しかし、いずれにおいても、国家統合の接着剤はデモクラシーしかりえない。このデモクラシーを梃子に形成された統合の理念は、何よりも移民国家のそれに認められる。その意味で〈包摂性〉は、移民国家としての米国やカナダ、オーストラリアにおいてより実現してきた。それは、「民族国家」の理念を追求する不可能性と、「国民国家」の形成理念としての「普遍性」が歴史的に「特異なもの」として支えられてきたからである。「民族国家」の理念からは排除されるはずのマイノリティを含めて、ことでの「国民国家」の理念は、多文化主義や文化的多元主義として最も制度化されている。しかし、移民国家のもつ〈包摂的〉特性が、逆に内部において〈排他的〉であることは、アメリカやイスラエルなど、移民国家の多くにおいて認められる。例えば、歴史的にアメリカのエスタブリッシュメントは移民の階層性によって秩序づけられる側面をもつてきた。あるいはイスラエルでは、「黒いユダヤ人」は差

別的待遇を受けていると観察されている。つまり、指摘しておきたいのは、移民国家がより〈包摂的〉であるがゆえに差別的・階層的になりうるということもある。

つぎに、領域的自治の理念にそくした連邦国家がある。この連
の場合、言語的地域的連邦制とも言えるが、その理念は、あくま
までも諸民族の区分を明確にしたうえでの共存・共生であつた。
た。その意味で、連邦国家は近代國家理念への「譲歩」の産物
であるとともに、「国民国家」理念を追求する一つの知恵と
なってきた。しかし、その現実は、連邦単位ごとの分裂に帰着
し、紛争の原因の一つとなつた。

さらには、特異な例として分断国家があげられる。これはむしろ民族の共存を理念とするものではないが、民族単位の統合であつた。その動きを絶えず惹き起こしてきた点で、またこれを生みだした
国際秩序からみると、いわば制度化された「国民国家」であ
るとも言えよう。

第三章 ナショナリティの「境界」と「戦後秩序」

自領域に根ざす国境は、アイデンティティはもとより秩序の構築と不可分であり同時に不可欠でもある。⁽¹⁾序章で触れたように、「新しい秩序」形成において（境界）の変更が果たされると

き。それは「新しい無秩序」を同時に呼び起こす。ここでは、「二〇世紀」論を手がかりに「世界秩序」の視点からナショナリティをめぐる「境界」について考えてみたい。
国際政治における「二〇世紀」論はこれを「戦争の世紀」であり、「民族の世紀」であり、あるいは「アメリカの世紀」として捉えてきた。多くの場合、これらの考察は冷戦の終結という大状況を契機にしていた。例えば、社会主義体制とその終焉をモチーフにしたE・ホブズボウムの「短い二〇世紀」論も、あるいは産業と国家の組織化を主題とした塩川伸明の「長い二〇世紀」論にさえ同様の問題意識があった。
冷戦の終結にはいくつかの含意があつたが、何よりも社会主義体制の死滅にともなう構造変動があつた。例えば、欧州の政治理地図は「鉄のカーテン」を背景に退かせ大きく塗り替えられた（EUとNATOの東方拡大）。逆にいえば、冷戦の終結がもたらしたインパクトの意味が「二〇世紀」を論じるモチーフとなつてきた。最後に、二〇世紀国際政治史へのアプローチとして、「世界秩序」をナショナリティの「境界」という視点から議論を紡ぎつつ、問題提起したい。

(一) 「帝国」から「国民国家」へ
第一は、二〇世紀国際政治史における「暴力」と「正義」についてである。

冷戦を含め「世界戦争」の時代は終わり、民族・地域紛争が冷戦後の「世界秩序」をめぐる焦点とされてきた。確かに、冷戦の終結は「戦争」のかたちを変え、世界を同時的かつ直接的に巻き込む大戦の危機を免れていると言えるかもしれない。ただそれは、冷戦の終結がもたらした平和のかたちの一つにすぎない。

冷戦の終結によってもたらされた平和こそが正当化する暴力がありうることを視野に据える必要がある。冷戦後の身近な事例は「人道的介入」による武力行使であり、その軍事介入の決定過程と手法である。例えば、この武力行使で果たされる「誤爆(collateral damages)」は「正しい爆撃」の裏返しであり、ひいては「正しい戦争」として捉えられることもある。それらが「新しい秩序」の紊乱に対する介入であるとすれば、逆に「新しい秩序」のための武力行使ということになるだろう。

ただ、ここでの主題にそくして言えば、冷戦後ゆえに「悪化」する暴力が冷戦という文脈のなかで連鎖してきた点を捉えることができるかが重要であろう。例えば、二〇世紀を貫くパ

レスチナ＝イスラエル紛争における難民キャンプでの虐殺は、「暴力の有効性」を立証したことにあつた。⁽⁴⁾ その事実の「消去」は、確實かつ継続的に暴力と正義が結託して果たされつづけていると思われるからである。
ここであらためて、「世界戦争」を視座に据えることによって、ナショナリティと「戦後秩序」の相互関係を辿ることの意味が再確認されるだろう。例えば、第一次大戦後の秩序は、「国民国家」からなる国際秩序へ向けてその秩序を「暴力的に」展開する最初であった。民族自決原則の確立は、一方で帝国主義支配からの脱却を具体化する展望を世界化したが、同時に「民族国家」理念の世界化は新たな境界画定とともに、暴力を正当化するエナジーとして機能し、『不完完全な』境界画定は新たな境界をめぐる紛争を生みだしてきた。
その後「帝国の時代」が崩れていくに従つて、また「国民建設」の困難性が明らかになるにつれて、「民族国家」理念への疑惑は深まり、「国民国家」は多民族国家として認識されてきた。かくして、多民族国家の統合や共存を試みるとき、歴史的概念としての「帝国」のあり方が「再評価」されうるかもしだれない。
確かに、諸民族の共存を歴史的に捉え返すとき、「帝国」の枠組に対する一定の再評価を引き起こすのは当然かもしだれない。帝

国原理は、多民族的であるがゆえに領域内の隅々までを中央集権的に統括できない、緩やかな国家であるからである。もちろん、「諸民族の春」や「民族解放」にみるナショナリズムの運動は、その帝国という政治統合の枠組に対する政治的自立の運動であったことも忘れてはならない。しかしそうした共存のあり方を問う直すためにも「帝国」から「国民国家」への歴史的展開を踏まえておかなければならぬだろう。

(二) 「民族自決」とは何だったのか

第一は、「この」のような暴力を特定の民族やエスニシティに対して生みだしつづけてきたパワー・ポリティクスへの視角である。

二〇世紀國際政治をナショナリティに軸を据えて考察するとき、それはナショナリティの「生成」と「消失」の過程として捉えることができるかも知れない。パワー・ポリティクスとしての「世界戦争」こそは、「国民國家」の生成とその世界化を促してきたからであり、「国民國家」が「民族」・「國家」の合成語である限り、両者を体現するナショナリティはその動因でありつづけてきた。とくに、「世界戦争」は境界画定に決定的意義をもつていた。例えば、「第三世界」の領域的境界線は植民地の

遺制とはいえ、ナショナリティの形成とアイデンティティの構築に際して多大なインパクトを与えてきた。⁽⁷⁾ しかし、そのなかで、すでに統計化され、したがって抽象化された多くの犠牲者が生みだされてきたのであり、それが現代のナショナリティの姿を反映しているのである。そこで問題は、この「国民国家」の境界がいかに画定され、いかに「受容」され「拒否」されてきたのかにある。それはまた、第一次大戦期に國際政治の「原則」とされた、「民族自決」をどのように結びつけて論じることができるのかにある。それが第一の課題に直結していることは言うまでもない。

確かに、「第三世界」の運動は、文化的自己主張と自己確認であり、価値の保持・創造／創造であり、それは西歐的価値への反抗を内容において持ち備えていた面がある。⁽⁸⁾ この点で、西歐対非西歐という枠組は支配者と被支配者の構図を明確に描きだすとともに、民族自決は文化相対主義を導く上できわめて重要な意義をもつっていた。

しかし、独立後の国家建設と領域の不一致はエスニシティ・宗教・言語・地域性の構造的矛盾を浮き彫りにし、いわば「非国家的境界」が内戦と国際的介入を導くことにもつながった。とりわけアフリカでの「国民国家」建設の失敗は今日なお克服

されておらず、あらためてナショナリティと「民族自決」の関係が問わなければならない。⁽⁹⁾アフリカ研究者による「ナショナリティなきナショナリズム」という評価は、「共同体」として「想像されえない」現実への再考を迫っている。⁽¹⁰⁾

（三）〈境界〉の再構築と異質化

第三は、再度、このような暴力を直截に行使し正当化しうる主体としての「国民国家」についてである。グローバリズムの思潮に覆われた今日でさえ、「国民国家」の排他性は、内部においてさえ、生きつづけている。

「モデル」としてのフランス革命が近代国家を基礎づけてきたとすれば、あらためてルナンの「忘却」という概念のもつ力を「国民国家」は見せつけているように思われる。国民概念それが自身はきわめて特殊なものとして捉えられてきたことをルナンは語っていた。それゆえに「国民」は、歴史的に形成されてきたと同時に、歴史を再構成しつつ「国民」を鍛洗してきたという二つの意味で歴史的存在である。そのなかで「国民国家」の原理の普遍化は、同時に世界を異質化せざるをえなくなつた。なぜなら、それぞれのナショナリティが他のナショナリティとの相違を主張することによって自己の「境界」を構築し

てきたからである。そしてまた、主権という擬制が境界の変更を容易に認めないと、いう原則を内在化しているがゆえに、ナショナリティのリアリティを顯示することになる。

しかし、既述のように、重なり合えないナショナリティと國家をつなぎとめつつ「国民国家」を統合しなければならないとすれば、内部の〈境界〉を何らかのかたちで設定しなければならない。もちろんそこで、移民やエスニック・グループなど異質な存在をめぐって、それらを認めつつ統合を企図する場合もあれば、「差異の政治」から「承認の政治」へ、逆に排除を志向する運動も現れてくる。いずれにおいても、「国民国家」は、内部にある〈境界〉を保ちつつも絶えず国民性の再構築を繰り返しているのである。その統合過程において〈境界〉の位置を決定するのは国家主権でありつづけている。その意味で、「国民国家」は本質的に排他的であり、その歴史的過程を批判的に明らかにしていくことは、現在のナショナリティの意味を捉えるためにも不可欠な作業となるだろう。

戦争と暴力は「新しい」平和と秩序の源泉であり、その平和と秩序の形成過程が国境の変遷であることを跡づけることがで

きる。それは、ナショナリティの主権性に変更を迫ることでもあり、それが相互承認されることによって平和と秩序がもたらされる。しかし、戦争の終息が平和であるならば、「その平和」こそが戦争への過程を準備しているとも言い換えることができるのである。「つまり、「平和と秩序」が、国境を含めた新たな〈境界〉を創成することが「平和と秩序」に不具合を来たす源泉でもあります。言い換えれば、「平和と秩序」はそれ自身を破壊しかねない矛盾を胚胎せざるをえないのです。

ナショナリティの〈境界〉の変遷がもたらしてきた秩序のあり方を考えてみたい。

第一に、「モジュール」としての「国民国家」は「国民建設」を正当化してきた。「ネイションであること」(nationhood)とは、その擬制性(fiction)の度合いにかかわらず、パワー・ポリティクスのなかのアクターである必要条件でありつづけてきた。それゆえに、「国家(nation)」なき民族（とくにディアスボラ）は「マイノリティ」の地位を余儀なくされてきた。

第二に、主権の相互承認において成り立つ国際秩序は、相互に排他的で競争的であることを前提している。したがって、國家間関係は国内レベルのナショナリティの内部に影響をもたらすことになる。シティズンシップ論は「国民国家」内の共存・

共生を規範的に説く言説として捉えられることにもなるであろう。イスラエル・アラブ人とパレスチナ人、在日コリアンと韓国人の関係性は、ナショナリティ内部の〈境界〉の疑問を浮き彫りにするであろう。

それは、領域的境界ないしは法的な境界に対し、それが倫理的であるかを包み込んだ議論を反映している。確かに、〈境界〉の「正義」をふたたび問うことは、決して錯誤ではない。むしろ問われつけなければならない。重要なことは、国民と国家を結びつけることによって〈境界〉を堅固化してきたのが国際政治の歴史的展開であるということである。繰り返していくば、さまざまな〈境界〉を交錯させているのがナショナリティであるとすれば、そのナショナリティを〈境界〉づけてきたのは、パワー・ポリティクスであり、とりわけ「戦後秩序」の形成過程である。これが、(1)拙稿「ナショナリティの境界をめぐる理論の一考察」(名古屋大学法政論集)一九三号、二〇〇一年、二三三二二四〇ページ。

ナショナリティとは何か（鈴木）

- (2) William J. Perry, "Managing Conflict in the Post-Cold War Era", in The Aspen Institute, *Managing Conflict in the Post-Cold War World: The Role of Intervention*, The Aspen Institute, 1996, pp. 55-61.
- (3) Ted G. Carpenter, "The New World Disorder", *Foreign Policy*, 84, 1991, pp. 24-39; Benedict Anderson, "New World Disorder", *New Left Review*, 108, 1994, pp. 3-13. たゞ、*新世界の構造と増加する内戦* "Armed Conflict, 1989-2000", *Journal of Peace Research*, 38 (5), pp. 629-644.
- (4) 「ナショナリティ」の概念について、拙稿「前掲論文」、*中日国際日本研究*「ナショナリティをめぐる論述」など、本稿は「全文後」は、*湾岸危機からNATOが再定義された一九九九年を念頭に異議を唱へる。ただし、著者個人としての立場では、この問題に対する見解は、著者の政治的立場とは必ずしも一致しない。著者は、この問題に対する見解は、著者の政治的立場とは必ずしも一致しない。*
- (5) Stephen J. Rosow, *The Nation-State and Global Order: A Historical Introduction to Contemporary Politics*, Lynne Rienner, 2004, pp. 245-264.
- (6) Wolfgang H. Reinicke, "Global Public Policy", *Foreign Affairs*, 76 (6), 1997, pp. 127-138.
- (7) Alexis Heracides, *The Self-Determination of Minorities in International Politics*, Frank Cass, 1991, pp. 46-53.
- (8) David Miller and Sohail H. Hashmi, "Introduction", in Miller and Hashmi eds., *Boundaries and Justice: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton University Press, 2001, pp. 3-9.
- (9) Jan Ivar Bjornflaten, "The Meschetians: Nationbuilding in Diaspora", *Nordic Journal of Soviet and East European Studies*, 4 (2), 1987, pp. 31-41; Mamoru Sadakata, "Changes in Intervention Theory and the Fragmentation of Yugoslavia", Vojimir Franicevic and Hiroshi Kimura eds., *Globalization, Democratization and Development*, Masmedia, 2003, pp. 232-234.
- (10) Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986.
- (11) John A. Hall, "Nation-State in History", in T. V. Paul, G. John Kennedy, and John A. Hall, eds., *The Nation-State in Question*, Princeton University Press, 2003, pp. 1-26; Walter C. Opollo, Jr., and

- ティクスを越えて——在日朝鮮人の「スリシティ」世界思想
社、一九九九年、四四一四七、一一〇—一、一一一、一九九七年。⁽¹⁾
- (9) ベネディクト・アンダーハン（白石ゆゑ、白石隆訳）『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NTT 出版、一九九七年。
- (10) エドワード・W・サイアム（杉田英明訳）『ペレスチナ問題』みずほ書房、一〇〇四年、カルペナ・サークニー（裕田茂樹監修、松井秀和訳）『ロシアのオリエンタリズム——民族迫害の思想と歴史』柏書房、一〇〇〇年。また、ジニア・クリステヴァ（池田和子訳）『外国人——我らの内なるもの』法政大学出版局、一九九〇年も参照された。
- (11) フランツ・ファン（鈴木道彦、浦野衣子訳）『地に睨む者』みずほ書房、一九九六年、一、一二〇—二〇。『地に睨む者』は、『地に睨む者』の翻訳本。
- (1) みずほ書房、一九九六年、一、一二〇—二〇。
- (12) 例えば、黒崎八代『ハドハイセンシップの政治学』山野社、一〇〇一年。
- (5) D. Miller and S. H. Hashmi, *op. cit.*, p. 3.
- (6) 例えば、黒崎八代『ハドハイセンシップの政治学』山野社、一〇〇一年。
- (7) ハイブリッド性については、パトリック・シャモワゾー、トマス・ラファエル・ロンフィア（西谷修訳）『クレオールとは何か』平凡社トライベラリー、一〇〇四年を参照。
- (8) Saskia Sassen, *Losing Control? Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press, 1996, pp. 22–29; John A. Hall, *op. cit.*, pp. 1–2.
- (9) グローバル化へのトラックな批判として、Berch Berberoglu, *Globalization of Capital and the Nation-State; Imperialism, Class Struggle, and the State in the Age of Global Capitalism*, Rowman and Littlefield, 2003.
- (10) ハーバード・K. ワルツ（福原宏譯）『国際政治学』中村健吾訳）『グローバル化と社会的排除——貧困と社
- (3) Cited in Stanley Hoffmann, "Sovereignty and the Ethics of Intervention", in *idem*, et al., *The Ethics and Politics of Humanitarian Intervention*, University of Notre Dame Press, 1996, p. 14.
- (4) Malcolm Anderson, *Frontiers: Territory and State Formation in the Modern World*, Polity Press, 1996, pp. 2–3.

- 論題への新じこアプローチ」昭和三十一年五月、「一八一九一八年」、「社会的排除」の歴史、同書、第一章もへる一一一八ペークを参照。See also, Paul Hirst, "The Global Economy: Myths and Realities", *International Affairs*, 73(3), 1997, pp.424-425.
- (2) 指稿「前掲論文」(1999年)、[五]—[五]回ぐ一八。
- (3) 指稿「前掲論文」(1999年)、[五]—[五]回ぐ一八。
- (4) Anthony W. Marx, *Faith in Nation: Exclusionary Origins of Nationalism*, Oxford University Press, 2003, chap.1, esp. pp.10-19.
- (5) 「反デモクラシー」では、異質性をナショナル性と同一視する「反デモクラシー」の要素を内在化」の意味であり、制度的デモクラシー全般に対するものではない。
- (6) Will Kymlicka, "Territorial Boundaries: A Liberal Egalitarian Perspective", in David Miller and Suhail H. Hashmi eds., *Boundaries and Justice: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton University Press, 2001, pp. 249-271.
- (7) 日本語『民族とナショナリティ——イスラエルの〈東洋〉』平凡社、一九九八年、一一一六〇ペーク。
- (8) 地域主義(localism; regionalism)、パロキアリズム(transterritorialism)、スナショナリズム、コスモポリタニズムなど統合と分化に関する論考は多いが、「国民国家」に関する先駆的業績として、馬場伸也「国民国家の統合と分裂」『世界』(一九七八年八
- シナリティの本質について古典的文献を整理した以下の文献を参照された。Gopal Balakrishnan ed., *Mapping the Nation*, Verso, 1996; John Hutchinson and Anthony D. Smith eds., *Ethnicity*, Oxford University Press, 1996。
- (3) 指稿「[国民国家]の変容と[国民統合]——戦後欧洲の[統合]と[分化]をめぐり」『社会環境研究』第三号(1999)。

- 円の論説をもとに、「国民国家」の擬制性について述べる。
- 福田敏一『「國家・民族・権力』』(邦波書店)一九八八年を参照。
- (2) Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard University Press, 1992, pp.26-27.
- (3) Hans Kohn, *op. cit.*, chap. 8.
- (4) W. Kymlicka, *op. cit.*, pp. 264-271.
- (5) Loren Lomasky, "Toward a Liberal Theory of National Boundaries", in D. Miller and S. H. Hashmi eds., *op. cit.*, pp. 69-73.
- (6) メークスの議論も同様の問題関心から展開される。例へば、歴史研究に徹してくるが、いよいよナショナリズムの本質を再検討するための「したがって現代世界の〈境界〉」や「〈壁〉」と「切り結ぶための」「ナン・ナリズム論」の位置でくる。いわゆる「西欧の【包摂的な】『市民、ナン・ナリズム』と個別な(liberal)『ハイ・ラク、ナン・ナリズム』」の「いかにもそれだ」¹⁾ナショナル論の疑惑が提示される。これによれば、(A.) W. Marx, *op. cit.*, pp. vii-viii)。
- (7) Open Democracy, *Nation and Sovereignty: A Reader* (第11章), Cambridge University Press, 1997, pp. 11-12。
- (8) Yosef Lapid, "Identities, Borders, Orders: Nudging International Relations Theory in a New Direction", in Mathias Albert, David Ja-
- cobson and Y. Lapid eds., *Identities, Borders, Orders: Rethinking International Relations Theory*, University of Minnesota Press, 2001, p.7.
- (2) ハリック・ホアズギウス(河合秀紀訳)『110世紀の歴史――極端な時代』(ト)三日館、一九九六年、塙川伸明訳『現存した社会主義――リガニアヤハの素顔』勁草書房、一九九九年。
- (3) Michael Ignatieff et al. eds., *Human Rights as Politics and Idolatry*, Princeton University Press, 2001, pp. 37-48; Michael Walzer, "The Argument about Humanitarian Intervention", *Dissent*, 2002, pp. 29-37.
- (4) 「タル・サタル」や「サフラー」と「ハヤテイー」の難民キャンプでの虐殺による「國眞理」記憶の物語』(邦波書店、二〇〇〇年)を参照。
- (5) Alfred Cobban, *The Nation State and National Self-Determination*, Thomas Y. Crowell, 1969, pp. 57-84.
- (6) 「帝國と国民国家」の関係について、松本彰「方法としての『国民国家と帝國』」(松本彰・立石博高編『国民国家と帝國――ヨーロッパ諸国民の創造』山川出版社、二〇〇五年)。

M. Anderson, *op. cit.*, pp. 3-4.

Ibid., p. 5.

- (7) M. Anderson, *op. cit.*, pp. 3-4.
(8) *Ibid.*, p. 5.
(9) Mark Duffield, *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, Zed Books, 2001, chap. 8, esp. pp. 202-205.

㊂ 摘編「民族紛争による『国政國家』の擬制化と主権性の限
かぬ一考察——『第三世界』における『マザーハウトム』の規
範から」『社会環境研究』第11号、一九九七年、KOK—大
西洋—、Gerry J. Simpson, "The Diffusion of Sovereignty: Self
-Determinations in the Post-Colonial Age", in Mortimer Sellers, ed.
*The New World Order: Sovereignty, Human Rights, and the Self-Deter-
mination of Peoples*, Berg, 1996, pp. 43-56.

卷之三

Wiederholung der ersten und zweiten Stunde mit dem Zettel. Der

卷之三

Die Vierkantpyramide ist ein großer Steinblock aus Kalkstein mit einer Höhe von 1,50 m und einer Breite von 1,20 m.